

ローン取引規定新旧対比（下線部訂正箇所）

訂正前	訂正後
<p>第3条 （省略）</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>② 借主が第3条第1項もしくは第2項または第8条の規定に違反したとき。</p> <p>（中略）</p> <p>⑦ 借主またはその保証人が、暴力団員等もしくは第16条第1項各号のいずれかに該当し、自らまたは第三者を利用して同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p>	<p>第3条 （省略）</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>② 借主が第7条の規定に違反したとき。</p> <p>（中略）</p> <p>⑦ 借主またはその保証人が、暴力団員等もしくは第15条第1項各号のいずれかに該当し、自らまたは第三者を利用して同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p>